

令和6年6月3日提出

令和6年6月市議会定例会

説明書・参 考

報告第4号～報告第11号
議案第37号～議案第43号

島 田 市

説 明 書

報告第 4 号 一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

令和 5 年度の一般会計予算のうち、庁舎等管理経費ほか29件の繰越明許費について繰越額が確定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第 5 号 水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和 5 年度の水道事業会計予算のうち、建設改良工事について繰越額が確定したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第 6 号 公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和 5 年度の公共下水道事業会計予算のうち、管渠建設工事及び処理場建設工事について繰越額が確定したので、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和 6 年度島田市一般会計補正予算第 2 号）

静岡県知事選挙に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律67号）第179条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

報告第 8 号 専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月30日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第 9 号 専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月30日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会

を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第10号 専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第11号 専決処分の報告について（島田市手数料条例の一部を改正する条例）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第75号）の施行に伴い、引用する法律名及び省令名を変更する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第37号 島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、育児休業中の会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第38号 島田市こども館条例の一部を改正する条例について

持続的かつ安定した施設の管理運営に資することを目的に、施設の利用実態に即した料金体系の導入のため、指定管理者の更新に合わせ、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第39号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

令和6年2月に公布された非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）の施行に伴い、損害補償の額の算定基礎となる補償基礎額を改定するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第40号 島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正に伴い、水道の管理に関する講習を行う者の登録の申請先が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に変更となるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第41号 島田市下水道条例の一部を改正する条例について

国における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」により、下水道工事の指定工事店の指定要件である、技術者の専属に係る義務付けの見直し等を行うため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第42号 財産の取得について

島田市消防団の消防ポンプ自動車2台を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年島田市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第43号 市道路線の認定について

向島町地内における民間企業の土地利用に伴い、整備された新設道路1路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

報告第4号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費） ◇令和5年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書 -----	8
報告第5号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費） ◇令和5年度水道事業会計予算繰越額節別内訳書 -----	12
報告第6号	公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費） ◇令和5年度公共下水道事業会計予算繰越額節別内訳書 -----	13
報告第8号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	14
報告第9号	専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	42
報告第10号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	48
報告第11号	専決処分の報告について（島田市手数料条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	50
議案第37号	島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	56
議案第38号	島田市こども館条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	58
議案第39号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	60
議案第40号	島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	62

議案第41号	島田市下水道条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	64
議案第42号	財産の取得について ◇入札結果表及び消防ポンプ自動車の概要 -----	68
議案第43号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図 -----	70

報告第4号 参 考

令和5年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
庁舎等管理経費	円 1,642,080	12 委託料	円 1,642,080	廃棄物処理委託
戸籍住民基本台帳事務費	11,583,000	12 委託料	11,583,000	システム改修委託
物価高騰対応重点支援給付金給付事業（低所得者支援分）	5,665,133	11 役務費	990,133	通信運搬費（郵便）、その他手数料
		12 委託料	4,675,000	システム改修委託、封入作業等委託
新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,334,109	10 需用費	10,000	消耗品費
		11 役務費	155,000	事務手数料
		12 委託料	6,169,109	予防接種委託、システム改修委託、ワクチン等廃棄委託
廃棄物収集車両等維持費	9,733,900	17 備品購入費	9,733,900	自動車購入費
牧之原用水基幹水利施設管理経費	3,475,000	12 委託料	3,475,000	施設管理委託
林道舗装事業	12,300,000	14 工事請負費	12,300,000	道路工
川根温泉管理運営経費	2,563,000	14 工事請負費	2,563,000	建物設備修繕工
道路施設管理経費	2,315,000	18 負担金、補助及び交付金	2,315,000	下水道工事負担金
色尾大柳線改良事業（通常分）	12,564,600	12 委託料	1,650,000	仮設計画作成委託
		14 工事請負費	8,914,600	道路工
		21 補償、補填及び賠償金	2,000,000	補償金

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
谷口中河線改良事業（通常分）	円 53,551,447	11 役務費	円 100,000	不動産鑑定
		12 委託料	5,000,000	登記事務委託、測量設計委託
		14 工事請負費	6,000,000	道路工
		16 公有財産購入費	16,515,952	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	25,935,495	補償金
大井川左岸旧堤線改良事業（通常分）	52,151,000	14 工事請負費	52,151,000	道路工
中央公園道線改良事業（通常分）	40,400,000	12 委託料	27,400,000	測量設計委託
		14 工事請負費	13,000,000	道路工
往還下牛尾線改良事業（通常分）	18,000,000	12 委託料	18,000,000	測量設計委託
島竹下線改良事業（防災・安全重点分）	31,477,000	14 工事請負費	29,977,000	道路工
		21 補償、補填及び賠償金	1,500,000	補償金
道悦旭町線改良事業（防災・安全重点分）	85,510,000	14 工事請負費	85,510,000	道路工
大井町静居寺橋線改良事業（防災・安全分）	50,550,000	14 工事請負費	50,550,000	道路工
生活道路改良事業	12,290,000	12 委託料	500,000	登記事務委託
		14 工事請負費	11,090,000	道路工（菊川神谷城線ほか1路線）
		16 公有財産購入費	700,000	土地購入費
生活道路改良事業（過疎対策事業）	24,008,000	14 工事請負費	24,008,000	道路工（一色線ほか1路線）
吉田大東線道路整備関連事業	7,000,000	12 委託料	7,000,000	測量設計委託

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
河川管理経費	円 12,022,000	14 工事請負費	円 12,022,000	水門改修工
河川改修事業	33,770,000	12 委託料	19,470,000	基本設計業務委託
		14 工事請負費	14,300,000	浸水対策工（沢川ほか1河川）
河川改修事業（空港隣接地域賑わい創生事業）	14,580,000	14 工事請負費	14,580,000	水路工
急傾斜地崩壊対策事業	67,860,000	14 工事請負費	65,860,000	急傾斜地崩壊対策工
		21 補償、補填及び賠償金	2,000,000	補償金
ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	166,705,000	12 委託料	4,416,000	登記事務委託、用地測量委託
		14 工事請負費	138,338,000	道路工、水路工
		16 公有財産購入費	10,762,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	13,189,000	補償金
消防自動車更新事業	26,599,716	08 旅費	76,760	費用弁償、普通旅費
		11 役務費	81,956	自動車関係手数料、自動車損害保険料
		17 備品購入費	26,400,000	自動車購入費
		26 公課費	41,000	自動車重量税
林道市井平線災害復旧事業	101,117,000	14 工事請負費	101,117,000	橋りょう工
林道明ヶ島線災害復旧事業	90,008,000	14 工事請負費	89,708,000	道路工
		21 補償、補填及び賠償金	300,000	補償金

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
道路施設災害復旧事業	円 34,270,000	12 委託料	円 8,400,000	保安林解除委託
		14 工事請負費	25,870,000	災害復旧工（小川内山1号線ほか2路線）
田島2号線災害復旧事業	26,897,000	12 委託料	130,000	登記事務委託
		14 工事請負費	26,761,000	災害復旧工
		16 公有財産購入費	6,000	土地購入費

報告第 5 号
参 考

令和 5 年度 水道事業会計予算繰越額節別内訳書

事 業 名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説 明
		節	繰越額	
建設改良工事	円 70,026,000	1 工事請負費	円 70,026,000	川口浄水場整備工事

報告第 6 号
参 考

令和 5 年度 公共下水道事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
管渠建設工事	円 134,998,000	1 委託料	円 3,828,000	下水道工事家屋調査業務委託
		2 工事請負費	131,170,000	中溝町地内汚水幹線整備工事 中溝町地内汚水枝線整備工事 (1 工区)
処理場建設工事	3,190,000	1 工事請負費	3,190,000	南町マンホールポンプ更新工事

報告第 8 号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市税条例

新 条 文

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第 5 条 省略

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第 6 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

对 照 表

旧	条	文
附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 省略		
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。		

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 省略

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 省略

除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

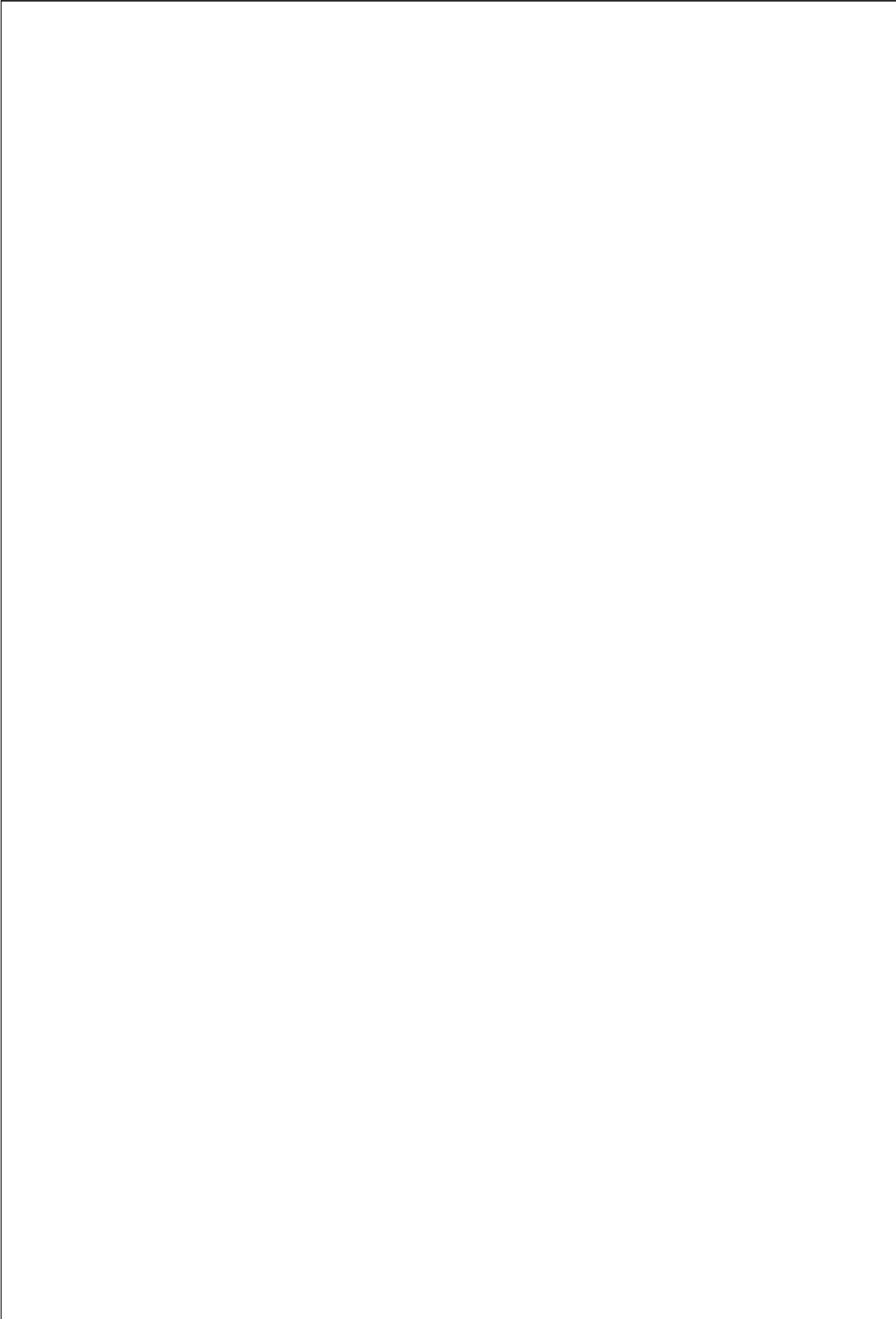
(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

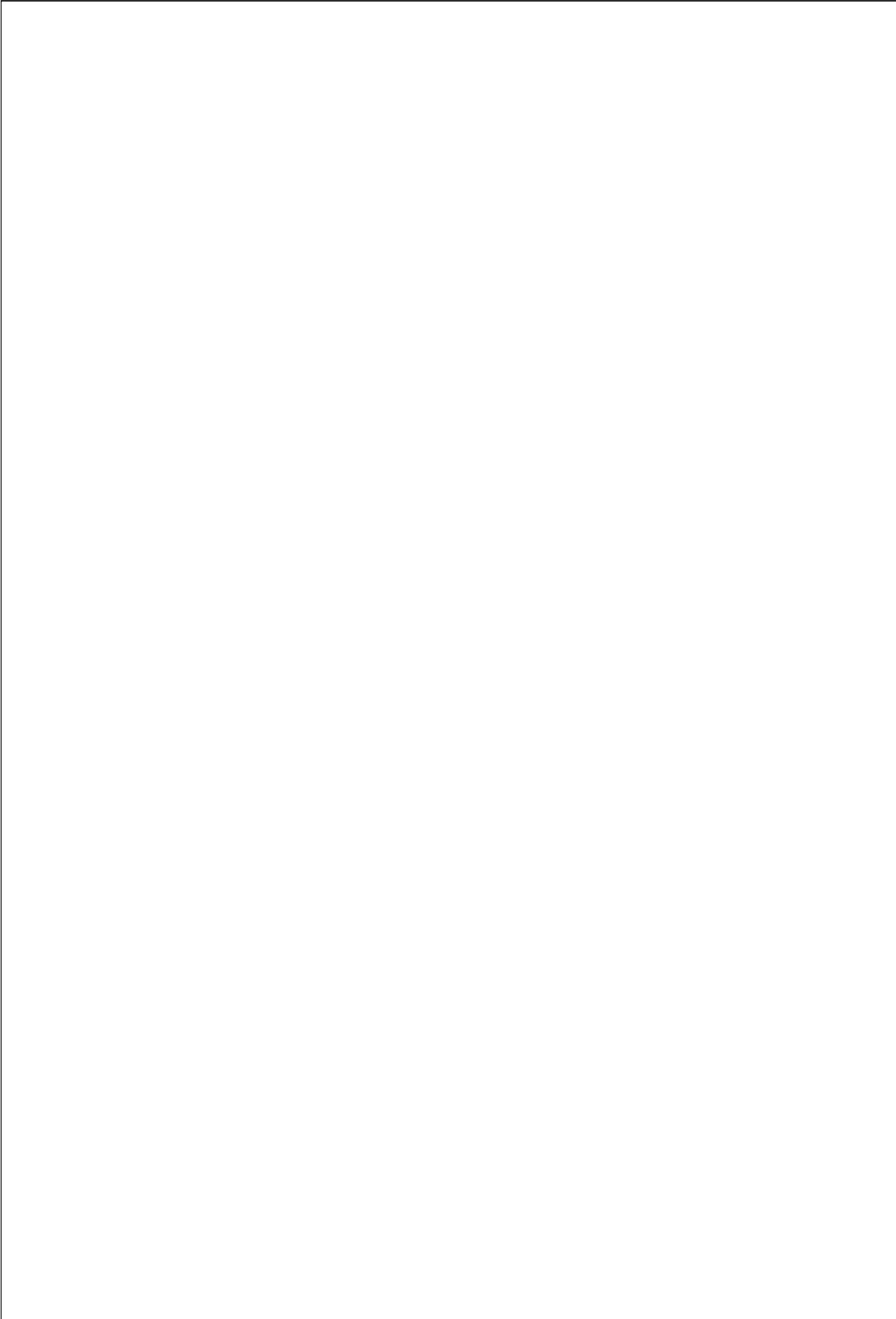
(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号



において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納



期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

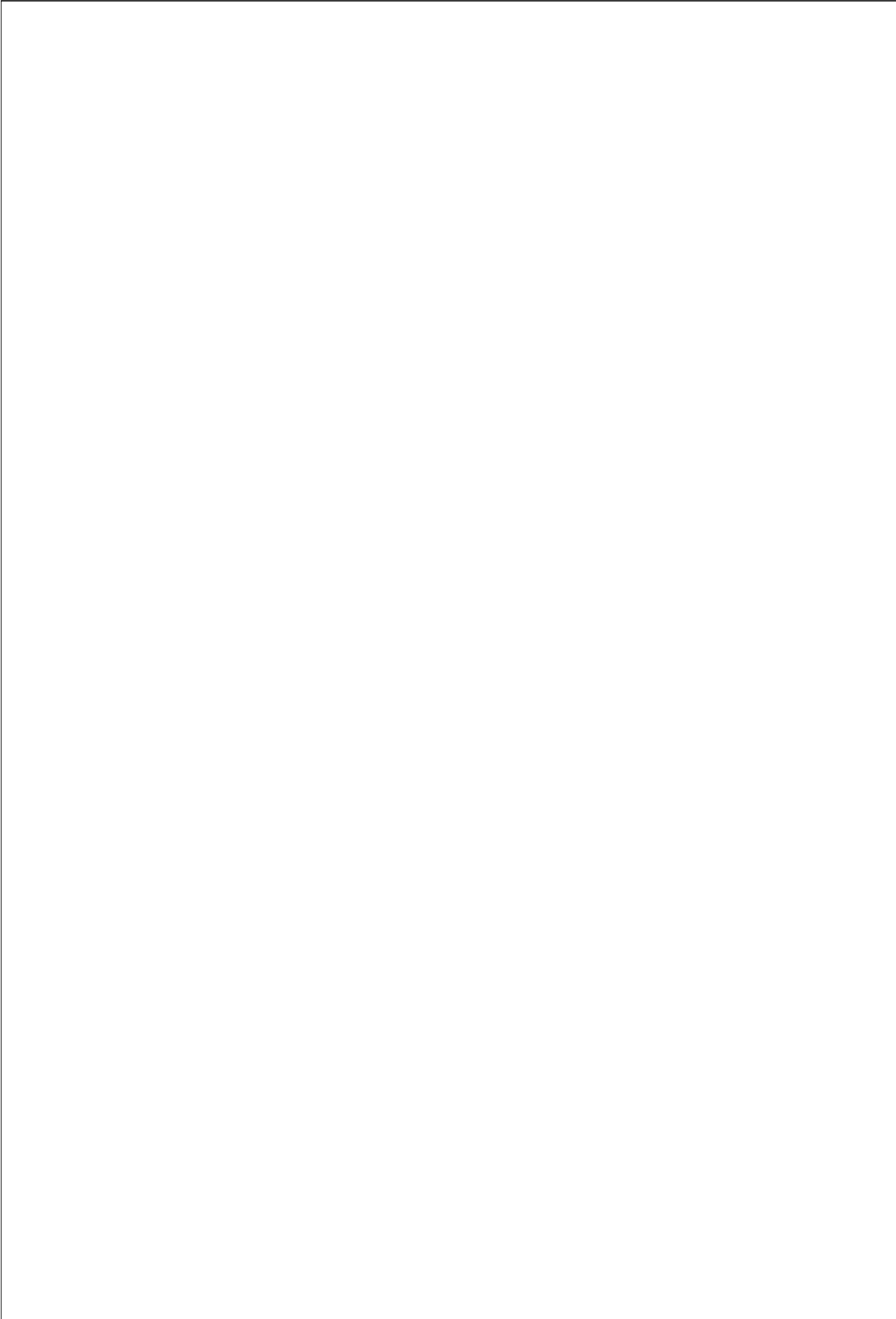
(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税



額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 省略

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 省略

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第

則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2

ㄱ 省略

13

- 14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村条例で定める割合は、2分の1とする。

21 省略

- 22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

- 26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27 省略

28 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2 省略

- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有

5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2

ㄱ 省略

13

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 省略

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26 省略

27 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2 省略

に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4

） 省略

8

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

） 省略

(7)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

） 省略

(6)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

） 省略

(6)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

） 省略

(6)

3

↳ 省略

7

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(7)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(6)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(6)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(6)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(5)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

15 省略

（土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(6)

（令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこ

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(5)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

14 省略

（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(6)

（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこ

となるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当

となるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当

該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

（特別土地保有税の課税の特例）

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

（特別土地保有税の課税の特例）

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

） 省略

5

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

） 省略

(4)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

） 省略

(4)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 省略

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

） 省略

(4)

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

↳ 省略

5

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

4 省略

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 省略

2

↳ 省略

4

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 省略

2

↳ 省略

4

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 省略

4 省略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 3 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 省略

4 省略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 省略

(4)

3 省略

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

3 省略

4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)

↳ 省略

(4)

6 省略

例規名 島田市都市計画税条例

新 条 文

附 則

1

） 省略

7

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

9 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

10 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

11 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

12 省略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

14 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た

対 照 表

旧 条 文	
附 則	
1	
5 省略	
7	
	(法附則第15条第32項の条例で定める割合)
8	法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
	(法附則第15条第33項の条例で定める割合)
9	法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
	(法附則第15条第38項の条例で定める割合)
10	法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
	(法附則第15条第43項の条例で定める割合)
11	法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする
	者がすべき申告)
12 省略	
	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
13	宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当
	該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画
	税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都
	市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税につい
	て法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定
	める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の
	都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分
	の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当
	該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条か
	ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規
	定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税
	標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税
	額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
14	前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地
	等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該
	年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商

額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

15 附則第13項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第13項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第13項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

17 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第13項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

18 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とす

業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

15 附則第13項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第13項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

16 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第13項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

17 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第13項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

18 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都

る。

省略

- 19 附則第13項及び第15項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第13項及び第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項、第16項及び第17項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第16項から第18項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第18項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)
- 21 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

- 19 附則第13項及び第15項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第13項及び第16項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項、第14項、第16項及び第17項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第16項から第18項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第18項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
- （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）
- 21 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

新 条 文

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

2 省略

3 省略

対 照 表

	旧	条	文
	(国民健康保険税の減額)		
	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。		
	(1) 省略		
	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）		
	ア		
	イ 省略		
	オ		
	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>53万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）		
	ア		
	イ 省略		
	オ		
2	省略		
3	省略		

報告第11号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
63の 2	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定</u>	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		特定建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。）（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載された他の建築物（同法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項、次項及び備考10において同じ。）に限る。）の非住宅部分（同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。）	省略
				省略	
63の 3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定に基づく判定又は同法第13条第3項の規定に基づく判定</u>	省略			

対 照 表

旧 条 文					
別表（第2条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
63の2	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		特定建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。）（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載された他の建築物（同法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項、次項及び備考10において同じ。）に限る。）の非住宅部分（同法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。）	省略
				省略	
63の3	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第12条第2項の規定に基づく判定又は同法第13条第3項の規定に基づく判定	省略			

	く判定				
64	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	省略			
65	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合	省略
				省略	
				省略	
66	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	省略			
66の2	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付	省略			
省略					

備考

1 省略

	判定				
64	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	省略			
65	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一戸建ての住宅	適合証（市長が定める機関が交付した <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証明する書類その他これと同等のものとして市長が認める書類をいう。以下この項において同じ。）を添付する場合	省略
				省略	
				省略	
66	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査	省略			
66の2	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付	省略			
省略					
備考					
1 省略					

2 43の項の建築物に関する完了検査申請等手数料及び44の項の中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 省略

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、43の項又は44の項に規定する手数料のほか、適合性判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

ア 省略

イ 省略

3

4 省略

8

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載した場合で、変更（他の建築物を新たに追加する場合を除く。）に係る建築物が複数あるときにおける手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の65の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(3) 省略

(4) 省略

11 省略

2 43の項の建築物に関する完了検査申請等手数料及び44の項の中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 省略

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、43の項又は44の項に規定する手数料のほか、適合性判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

ア 省略

イ 省略

3

ㄱ 省略

8

9 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の64の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

10 65の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、65の項に規定する手数料のほか、42の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載した場合で、変更（他の建築物を新たに追加する場合を除く。）に係る建築物が複数あるときにおける手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の65の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(3) 省略

(4) 省略

11 省略

議案第37号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市職員の育児休業等に関する条例

新 条 文

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 省略

- 2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

対 照 表

旧 条 文
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 省略 2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

議案第38号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市こども館条例

新 条 文

(行為の制限)

第18条 次に掲げる行為をするためにこども館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(4)

2 省略

別表第2 (第14条関係)

区分	単位	利用料		
		児童	大人 (市内)	大人 (市外)
当日券	1人、1回	100円	<u>200円</u>	<u>500円</u>
回数券	1枚、11回分	1,030円	<u>2,000円</u>	<u>5,000円</u>

備考 省略

対 照 表

旧 条 文

(行為の制限)

第18条 次に掲げる行為をするためにこども館の施設又はその敷地を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(1)

ㄱ 省略

(4)

2 省略

別表第2 (第14条関係)

区分	単位	利用料		
		児童	大人 (市内)	大人 (市外)
当日券	1人、1回	100円	<u>100円</u>	<u>200円</u>
回数券	1枚、11回分	1,030円	<u>1,030円</u>	<u>2,080円</u>

備考 省略

議案第39号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市消防団員等公務災害補償条例

新 条 文

(補償基礎額)

第5条 省略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 省略

4 省略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 省略

対 照 表

旧 条 文

(補償基礎額)

第5条 省略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 省略

4 省略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>

備考 省略

議案第40号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者

新 条 文

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1)

） 省略

(5)

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

対 照 表

の資格基準に関する条例

旧	条	文
		(水道技術管理者の資格)
第4条	法第19条第3項に規定する条例で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。	
	(1)	
	) 省略	
	(5)	
	(6)	<u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

議案第41号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市下水道条例

新 条 文

(指定工事店の指定)

第10条 市長は、前条の規定により指定の申請をしたものが次の要件のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店として指定しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 責任技術者を 1人以上選任 していること。
- (3) 省略
- (4) 省略

ア

イ 省略

カ

2 省略

3 省略

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第13条 省略

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、企業管理規程で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1)
- イ 省略
- (4)
- (5) 選任する 責任技術者を変更したとき。

(除害施設の設置)

第18条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1)

イ 省略

(8)

(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 省略

対 照 表

	旧 条 文	
	(指定工事店の指定) 第10条 市長は、前条の規定により指定の申請をしたものが次の要件のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店として指定しなければならない。 (1) 省略 (2) 責任技術者が <u>1人以上専属</u> していること。 (3) 省略 (4) 省略 ア イ 省略 カ 2 省略 3 省略	
	(指定の辞退及び異動の届出義務) 第13条 省略 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、企業管理規程で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。 (1) イ 省略 (4) (5) <u>専属する</u> 責任技術者を変更したとき。	
	(除害施設の設置) 第18条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1) イ 省略 (8) (9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値 2 省略	

3 省略

3 省略

議案第42号 参 考

入札結果表及び消防ポンプ自動車の概要

1 入札結果表

事業名 令和6年度消防ポンプ自動車購入事業

(単位：円)

予 定 価 格	57,829,200
入札書比較価格	52,572,000

(単位：円)

業 者 名	入札書記載金額	結果
	第1回	
ジーエムいちはら工業(株) 東京営業所	51,300,000	決定
(株)ケイショウ車体	51,800,000	
長野ポンプ(株) 東京営業所	54,200,000	
日本ドライケミカル(株)静岡営業所	54,500,000	
(株)畠山ポンプ製作所	54,600,000	
日本機械工業(株) 本社営業部	54,800,000	
旭産業(株)	54,950,000	
(株)日消機械工業	55,000,000	
(有)協和消防機商会	55,000,000	
小川ポンプ工業(株) 三島営業所	55,200,000	
(株)ナカムラ消防化学 東京営業所	55,250,000	
(株)日本防災システム	55,300,000	
(株)セキュア	55,400,000	
(株)アイデア		辞退
契約金額	56,430,000	

※ 予定価格は、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 納入期限

令和7年3月21日

3 配置場所

島田市消防団第1分団1部、島田市消防団第7分団2部

4 規格・仕様

台数	2台
駆動方式	2WD×1台、4WD×1台
主ポンプ	A-2級検定合格
真空ポンプ	無給油式
警音装置	電子サイレン、モーターサイレン、外部スピーカー
照明装置	LED製サーチライト、散光式警告灯
塗装	防錆加工、朱色アクリルウレタン塗装、文字記入
主な備品等	発電機、加納式ホースカー

議案第43号 参 考

市道認定路線位置図

